

報告第2号

専決処分の報告について

車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月21日提出

富津市長 高橋 恭 市

報告理由

車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。

専決第3号

専決処分書

車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をする。

- 1 事故発生日時 令和6年7月26日 午後4時00分頃
- 2 事故発生場所 富津市内
- 3 和解の相手方 個人
- 4 事故の概要 上記日時場所において、市車両が駐車するため後退したところ、後部上方が相手方が所有する車庫の屋根部に接触した。
- 5 損害賠償額及び和解の内容 市及び相手方は、本件に伴う請求権を放棄する。

令和7年1月29日

富津市長 高橋 恭市